

第2章 業務概況

1. 企画調整関係

(1) 地域公共交通の活性化・再生の推進について

鉄道やバス・タクシー、旅客船をはじめとする地域公共交通は、高齢者の方々の通院や買い物、学生の通学、観光客の移動手段等として、地域生活や社会活動において欠かすことのできない存在であり、極めて公共性の高い役割を担っております。

一方で、地域公共交通を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進展、モータリゼーションの進展等による長期的な利用者数の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化等により一層厳しさを増しています。

こうした状況は、交通事業者の経営努力のみでは打開できないものであるため、地域の関係者が連携・協働＝「共創」して、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへのリ・デザイン(再構築)を進めることが必要となります。特に、新潟県内は、豪雪地、離島、中山間地を抱えており、他の地域にも増して、地域の移動手段の確保に向けた取組が重要となっています。

地域公共交通のリ・デザインを全国で加速させていくため、昨年7月には、国土交通大臣を本部長とする「交通空白解消本部」が立ち上がりました。地域公共交通の「最後の砦」とも言えるタクシーについて、全国各地で地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の状態を早急に解消していくため、自治体や事業者などの関係者との連携を強化しております。新潟運輸支局においても、支局長を筆頭として、県内の各自治体の首長と面会し、地域の課題把握や意見交換を行ってまいりました。

これらの動きを踏まえ、新潟運輸支局では、各種制度に関する周知や助言などを通じて、それぞれの地域の実情に応じた形で、交通空白の解消に向けた地域公共交通のリ・デザインが進められるよう、地域の皆さまと取り組んでいます。



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

(2) 観光の取り組み

① 観光の概況

新潟県は、山岳や高原、海岸によって形成される自然景観、各所に湧出する豊かな温泉資源、雪国情緒あふれる町並みやスキー場、旧家・名跡を満喫できるスポットなどを多く取りそろえたエリアです。

春は色鮮やかな花畑や絢爛な桜、夏は花火や海水浴、秋は美しい紅葉、冬はスノーアクティビティなどの体験も充実しており、四季を通じて魅力満載の地です。

また、綺麗な水で作られたお米やお酒、新鮮で美味しい海の幸が多いことに加え、地域に根付いた食文化(郷土料理)も魅力的です。



十日町市 初雪の棚田



上越市 高田城址公園観桜会



妙高市 苗名滝

② 新潟県内における訪日外国人旅行(インバウンド)の促進にかかる取り組み

我が国における観光施策は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の国際観光需要を取り込むことによって、日本の力強い経済を取り戻すとともに、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、国内外からの交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力を維持し、社会を発展させることを目的としています。

そこで、訪日外国人に対し、新潟県の観光資源の魅力を高め、その価値を伝えていくためには、中長期的な視点に立った観光地域づくりを行っていく必要があります。北陸信越運輸局では関係省庁出先機関、県、観光関係者、交通関係者等との連携・調整を行い、地域における観光施策の推進を図っています。

令和6年度は、村上市における観光地域動向調査事業として鮭の食文化に特化したツーリズム(秋・冬シーズンにかけて村上市の鮭の伝統漁法や文化風習の見学、鮭の食文化を中心とした循環型食文化を体験できる観光コンテンツ)の確立といった、インバウンド誘客の施策検討に必要な基礎資料を整理する「村上市サーモン・ツーリズムのインバウンド動向調査」を実施しています。

新潟運輸支局としても、北陸信越運輸局と連携し、インバウンドの促進に取り組んでいます。

村上市 千年鮭きっかわ



村上市 三面川鮭漁



(3) バリアフリー施策の取組み

北陸信越運輸局では、鉄道、バス、旅客船などの輸送機関及び鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルなど施設のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導などのソフト面のバリアフリー化を推進しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針(移動等円滑化促進方針)及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めるものとされています。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。この「面的・一体的なバリアフリー化」を図るためには、移動等円滑化促進方針及び基本構想の活用が有効であり、各市町村において、これらの制度を活用した取組みがより進展することが期待されています。

令和6年3月末現在、県内において移動等円滑化促進方針を作成しているのは2市、基本構想を作成しているのは9市町であり、未作成の市町村に対するプロモートを計画的に実施しています。

また、高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を確保するためには、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要であり、それぞれが関心を持ち、理解を深め、支え合うことができるようにするため、「バリアフリー教室」を始めとした各種の啓発・広報活動、教育活動などを推進しています。

(4) 倉庫業の概況

令和6年3月末の倉庫事業者数は、普通倉庫149者、水面倉庫0者、冷蔵倉庫30者であり、同年同月同日現在における倉庫保管面(容)積は資料編 4 のとおり前年度と比べほぼ横ばいで推移しました。

また、令和4年度の受寄物の入庫量は、普通倉庫(1～3類、野積、貯蔵槽、危険品倉庫)が3,431,887トン(対前年度比93.0%)、冷蔵倉庫が253,840トン(対前年度比93.4%)となりました。

さらに、そのうち普通倉庫(1～3類)における品目構成について、紙・パルプが44.1%、次いで化学工業品が16.2%であって、これらが入庫量の半数以上を占めていました。

加えて、冷蔵倉庫における品目構成では、冷凍食品42.0%、次いで冷凍水産物が14.6%等となりました(詳細は資料編5、6、7)。

(5) 安全・安心の取り組み

① 全国交通安全運動

全国交通安全運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、毎年、春・秋の年2回、中央交通安全対策会議交通対策本部(内閣府所管)決定の実施要綱により実施されています。新潟運輸支局は、同実施要綱の他、国土交通省の実施計画に基づき策定された北陸信越運輸局実施計画により推進しています。

【令和6年度の実施期間】

春の全国交通安全運動 令和6年4月6日から令和6年4月15日

秋の全国交通安全運動 令和6年9月21日から令和6年9月30日

② 年末年始の輸送等に関する安全総点検

人流・物流が集中する年末年始において、輸送の安全等に対する意識の高揚を図るため、輸送機関等に対する安全総点検を次のとおり実施しています。

【主な点検事項】

- ・安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- ・自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ・テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ・新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

【令和6年度の実施期間】

令和6年12月10日から令和7年1月10日

(6) 物流効率化の取り組みの推進

① 物流施策の推進

物流は、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして重要な役割を果たしています。しかしその一方、担い手不足、トラックドライバーの長時間労働、燃料高騰など課題山積しています。これら課題は一過性物ではないため、物流総合効率化法の枠組みの下、共同配送・中継輸送・モーダルシフトなど物流効率化の推進に取り組んでいくとともに、自動化・機械化機器の導入等の物流DXや標準仕様パレットの利用促進等物流標準化によりサプライチェーン全体の徹底した最適化をすすめ、持続可能な物流の実現に取り組めます。

② 物流DX、物流標準化

国土交通省では機械化デジタル化を通じこれまで当然と考えられてきたあり方を変革していく取り組みを総じて物流DXとしています。具体的には、自動フォークリフトの導入による荷役時間の削減やトラック予約システム導入による荷待ち時間の削減などがあります。

物流標準化とは、物流における包材や荷積みパレットなどの資材の種類や規格やルールを統一することで、物流の効率化や品質向上を図る取り組みです。荷主・物流事業者等の関係者の連携・協働を円滑化するための環境整備として、ソフト面及びハード面の標準化を進めています。

(7) 環境保全の取り組みの推進

① 環境保全の取り組み

我が国においても2050年カーボンニュートラルの実現が宣言され、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として46%削減(2013年度比)を目指すこととされています。北陸信越運輸局においても、2021年に取りまとめられた「国土交通グリーンチャレンジ」に基づき、本計画を着実に実行し、持続可能で強靱なグリーン社会の実現に向けて、国民や企業等の意識変更・行動変容を促す環境づくりを進めています。

② 環境意識の啓発

日本のCO2排出量のうち、運輸部門からの排出量は18.5%を占めています。運輸部門の中では自動車全体が全体の85.8%を占め、海運は5.3%、航空は5.1%、鉄道は3.8%となっており、そのほとんどが自動車から排出されています。北陸信越運輸局では、エコ通勤やエコドライブ10の推進などにより環境保全の意識の啓発に取り組み、行動変容を促す環境づくりを推進します。